

NTTグループの納税及びNTT東西の減価償却費の計上について

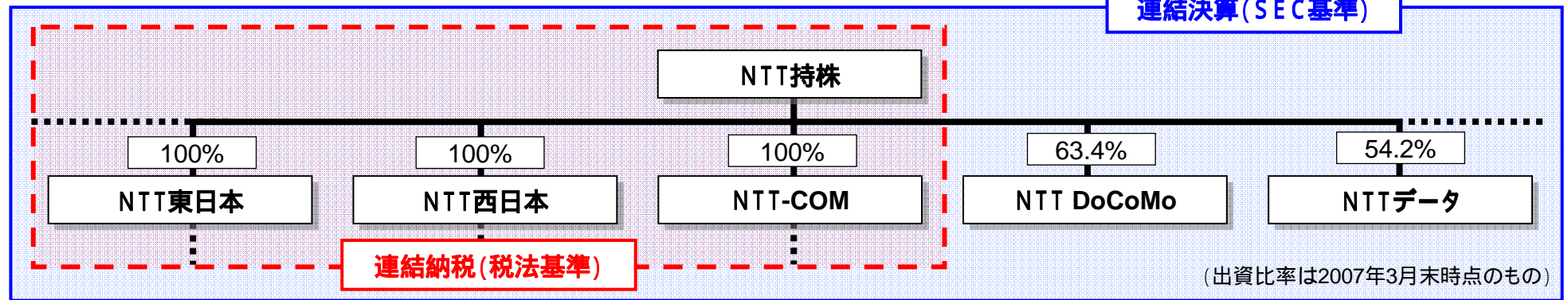
資料5

NTTグループの納税について

NTT東西をはじめ、NTT持株以下のNTTグループ(100%出資内国法人)は、連結納税を実施。
連結課税対象額(連結所得)は、我が国の税法に従って算定。

連結納税と連結決算の範囲

連結決算(SEC基準)



NTT東西の減価償却費の計上について

NTT東西は、財務会計上、設備の使用実態に即した合理的な耐用年数として、法定耐用年数を適用。

今般の250%定率法の導入に当たっても、設備の使用実態に従前と変更がないため、採用の予定はなし。

平成19年度税制改正要綱(H19.1.19・閣議決定)の概要

平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産については、償却可能限度額(取得価額の95%)及び残存価額(取得価額の10%)を廃止し、耐用年数経過時点に1円(備忘価額)まで償却可能となるよう制度化。

また、国際的に遜色ない水準に償却率を設定するため、250%定率法を導入。

【概要】・償却率は、定額法の償却率(1/耐用年数)の2.5倍。

・特定事業年度以降は、残存年数(耐用年数から経過年数を控除した年数)による均等償却に切り替えて1円まで償却。

(特定事業年度:償却中のある事業年度における残存簿価について耐用年数経過時点で1円まで均等償却した場合の減価償却費が、250%定率法により計算した減価償却費を上回ることとなる場合の当該事業年度。)